

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問をいたしますので、関係する各課についての答弁をよろしく願います。

先日、若葉地区隣接地において、9月より大型宿舍建設工事のための基礎工事が開始されると近隣住民の方よりお聞きいたしました。

内容は、工事規模として敷地面積が1万4,948平米、建築面積は5,483平米で、構造は鉄筋コンクリート造・地上6階建て、入居者は150名を超える大規模な宿舍であると、特定に配布された資料に記載されていたようであります。工事期間は、2019年9月から2020年8月であり、工事開始は間近に迫っている状態でした。

そこで、開発行為について次の質問をさせていただきます。

1つ、建設規模に対し、開発許可の許認可は町としてどのように対処されていますか、お伺いいたします。

1つ、申請は開発許可なのか、建築基準法に基づいた建築申請だけなのか、ほかにも法的申請はどのようなものか、また許認可につきまして双方で取り交わした今までの経緯をあわせてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の建設規模に対し、開発許可の許認可は町としてどのように対処されているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

開発許可の許認可ですが、多度津町は市街化区域等が設定されていない非線引き都市計画区域であり、この区域での開発行為に許可が必要になったのは昭和50年4月1日からであります。現況の建設地は、登記簿によると昭和47年に宅地になっており、造成時には開発許可の必要はありませんでした。

今回の計画では、敷地内での道路等の公共施設の変更による区画の変更や高さ30センチ以上の切り土または盛り土の造成工事等の開発行為に当たる区画提出の変更がなく、造成時のまま建築するということであつたため、開発許可が必要のないときに造成した敷地における建築物の建築であるということで、都市計画法施行規則第60条により都市計画法の規定に適合している証明書を交付し、開発許可は不要として対応をいたしました。また、事前相談時には、周辺住民や関係者に説明をするように指導を行っております。

法的申請につきましては、建築基準法に基づく確認申請及び新設の建築物が香川県福祉のまちづくり条例に規定されている特定施設となるため、特定施設新設届け出が必要となります。

確認申請につきましては、申請者に確認したところ、民間の指定確認検査機関に提出をし、確認済証が発行されているとのことでありました。

特定施設新築等の届け出につきましては、今年の7月に町に届け出が提出されており、これは県の届け出確認による助言、指導となっていることから、県へ送付しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問をさせていただきます。

ただいまいただきました答弁と私自身が事前に調べました資料によりますと、答弁でおっしゃったように開発許可は要らないということを理解しております。しかしながら、建設予定地は都市計画区分として平成16年私ども議員に配られている都市計画マスタープランの中では、住宅専用地として着色されておりました、今の工場については住宅地の中に工場があるという形になっております。これをまた調べてみますと、工場地ですから、平成16年の時点では住宅地になっておりますが、その途中で今までの工場が建っている経過措置として特例措置があったと推測させておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

例えば、特例措置として一部準工業地域があるという解釈を私は推測しとんですが、いかがなものでしょうか。関係各課の建設課課長のご答弁をお願いしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

古川議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、マスタープラン、これは平成15年に作成しているものでありますが、今回の社員寮が建設される場所は、マスタープランにおいて専用住宅地区として指定をしております。これは、用途と直接関係があるものではございませんが、その当時、建設地以前の場所が、某会社ですが、建設されておりました中で、用途地域として準工業地域として用途を張っておりました。この内容については、今後また今現在マスタープランの見直しを行う中で、またこの区分については検討する内容となってくると思いますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁について再々質問をいたします。

特例措置で住宅地域の中に準工業地域が混在しているということですから、それまで去年からした時点から時間がたっております。その間で、多度津町としていわゆる特例措置を行ったわけですから、経過を措置として見る中で、やはり指導するところは指導していくと。住宅地でありますから、そこら辺は準工業地域でいろいろな制約がない、ある中で、その部分については特記として本来はするべきであったのではないかと思います。

また、本来ですと高松市・丸亀市にはございますが、本町には指導要綱というものがございませんね。指導要綱というのは、町として指摘や指導があるべきでございますが、

本町には指導要綱に準ずるものはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃる特例措置で用途を張ってるということで、それは現況に合わせた形での用途をその当時されたものと考えております。

また、指導要綱について準用するものがあるかということについては、現在多度津町にはそういった指導要綱については作られておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

さらに再質問をさせていただきます。

本来ですと、都市計画上の支障はないことについて、建築基準法第51条のただし書きについてですけど、これは今回多度津町には適用されませんが、特記事項としていろんなことを町からするのが当然だと私は思っております。例えば、建築基準法でも新築の住宅に対して、進入道路がない場合は2項道路というもので建築許可がおりるようになっておりますが、これはあくまでも仮に許認可することでありまして、経過措置を見ながら本来の幅員にするというのが本来の筋道じゃないかと思っております。ですから、時間が経過する上で、そういうところを町が指導していくということが大事かと思いません。これはお答えにならなくて結構です。

もう一つ再質問がございますが、先ほど私が申しました敷地面積1万4,948平米、建築面積5,483平米で、構造は鉄筋コンクリートが地上6階という建物配置でございますが、その約1万5,000平米の配置計画の中の広い敷地の中に6階の建物があるということは、その他の空いてる敷地に将来増築する計画があるように思います。例えば、現在6階建ての建物に160名であれば、もう一棟、建てれば320名、もう一棟建てれば500名を超える計画になると思っておりますが、新規計画等増築申請では、規制が大幅に基準が違います。周辺の地域の住民も内容変化に戸惑いを感じずるものではありませんでしょうか。計画は、1次計画、2次計画と建築計画がよくある事例であります。そこをいかがお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の再々質問にお答えをしてみたいと思います。

現在のところ、今、古川議員がおっしゃったようなことはないと思っております。今、私どもが会社側と話をしてる、また当該自治会と話をしている中でそういうことは起こらないという約束の中で今進んでおりますので、そういう約束事を違えるようなことはないと思っております。

答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

1点目の再質問ではございませんが、要望として述べさせていただきます。

計画の変更以後で増設とか、そういう風なことで周辺住民と企業の間には行政は立たれて、そこら辺の住民の不安とか地域を利用する関係者に対して不安を与えないように、行政として指導の方をよろしくお願いしたいと思います。

次は、2点目の質問をさせていただきます。

隣接された道路は、町道21号で利用する通行者、車両は数多く、関係先、関係者には十分な説明がされたのでしょうか、お伺いいたします。

小学校の通学路や幼稚園・保育所の送り迎え、高齢者の生活道であり、利用頻度は非常に多く、町は道路管理者としての立場として利用する関係者に報告されたのかお伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の町道21号線について、関係先、関係者には十分な説明がされたのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

若葉町地区における民間企業の社員寮の新築に伴う道路を利用する関係先、関係者への説明については、建設事業者である民間企業の責務において、道路を主に利用する地域住民や特に学校等の通学路でもあることから、各関係機関へ事前に説明を実施されているものと考えます。また、建築確認上許可された民間の建築物の建設に関して、道路管理者が事前に道路利用者に対し説明を行うことはありませんが、建設工事等で道路の通行に影響のある道路への損傷や破損が見られた場合は、事業者に対し原形復旧など、道路利用者や周辺地域への影響がないよう指導を行っております。

なお、道路占用等の申請があった場合にも、周辺地域への周知については事業者において行うよう指導をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をさせていただきます。

この答弁の中に、利用関係者に対し届け出を行ったという風に答弁をされましたが、私が調査をしました結果、説明は小学校それから幼稚園、町教育委員会へ6月17日に説明され、6月20日には丸亀警察署交通課に説明と工事計画が進んでいたにも拘わらず、今現在保護者の方、関係者には連絡がされていないのも事実であったということが、私自身は疑問に思います。

そこで、教育長にお尋ねいたしますが、保護者に連絡等で周知されなかったことに対して、新学期が始まる9月2日現在で保護者に連絡がございませんでした。それに対して、6月17日からかなりの時間が経っていたと思います。これは、なぜ連絡がされなかったのか、あえて言えば情報が拡散して工事の進捗に弊害があるとかそういう懸念があったと、そういう意図的なことがあったのではないのでしょうか。また、道路交通量、車両の対向の際に幅員が足りているかなどの検討は既にされていると思いますが、結果はどうだったかお伺いいたします。

これは建設課の方に再質問、答弁よろしくお願ひいたします。

教育長（田尾 勝）

古川 幸義議員の再質問にお答えします。

先ほどの企業の寮の設置に関わる工事が始まるということで私がお聞きしたのは、昨年度の6月6日に概要としてこういうことをやるんだというお話は聞きました。そのときには本当に概要で、いつどうなるかというのはまだ決定されていないということで、具体的なことは、さらに始まる前にお知らせしますということでした。その際にも、当然通学路になっておりますので、交通の安全等については配慮願ひますということはお話しさせていただきました。その後、通学路となっている学校等については、どのような工事がどうされて、どのような対処をしていただけるのかということも含めて学校の方にはお話ししております。だから、今回9月の時点での事前の段階では、会社の方から学校の方に再度行ってお話ししておると思ひますので、今お聞きしますと、学校の方から子供の方には周知しておると思ひますけども、保護者の方に周知ができていなかったということがうかがえるわけですけども、これは再度確認しなければ分らないと思ひます。ただ、PTAの会長さんとかそういう方には、きちんと私の方からもお話しさせていただきました。

また、会社の方では、あそこが通学路になっておりますので、子供の通学の安全についてはこういうことをきちんとして通学の安全を守りますというお話もいただきました。そのことについても所要の学校関係者にもお話ししたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答えいたします。

建設工事における道路幅員等についてのご質問についてであります。現況21号線の道路において、今回の建設工事において支障があるものとは考えておりません。

建設現場からの出入り口につきましては、建設側の用地を使って出入りを工夫していただくように考えておりますので、その部分については建設事業者において対応していただくようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問でございます。

教育長がお答えになられましたが、教育長は、私も朝7時までには児童の立哨をしております。今回9月からは、その建設予定地を通して豊原小学校の正門まで行って、一応どのような状況になっているかというのを確認をしております。教育長も毎朝町へ出勤されるまで、その経路として通られておりますので、そこら辺の状況はご存じだと思いますので、これは再質問ではございません。要望ですので、そういうところで保護者に対しての連絡ということは今後徹底していただきたいと思ひます。

それから、関連ですが、私が6月17日に教育委員会と学校と幼稚園に報告されたとありまして、同じく町道20号線、その通学路の中で保育所がすぐ近くにありますので、保育所の保護者の方はその道を通って児童の送り迎えをしております。これは、学校関係で教育課の方は関連ではございませんが、町としては保育というもので町は保育所に民間に対して付託しております。ですから、これは同じで、保護者に関してはその区別はございません。

それで、保育所の方への連絡は、私が8月30日に保育所の方にもうすぐ工事が始まっておりまして、準備作業がされておりますから、保護者の方の連絡はどういう風にされておりますかと言うたら、所長は全然聞いておりませんと。これは、健康福祉課長の担当でございますが、6月17日の時点ではそのような関連として報告はなかったのでしょうか。また、今回の8月30日は連絡も受けてないということでしたから、健康福祉課長の方と保育所の方との間で連絡協議はどのようになったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

古川議員の再質問にお答えいたします。

健康福祉課といたしましては、6月の時点では存じ上げておりません。保護者会の保護者の方から直接窓口の方に、そういう工事が始まるということで不安に感じているというご心配の声が寄せられたことが、日付は覚えておりませんが、つい最近あったように聞いております。その後、健康福祉課として直接企業の方にお話しすることはできませんので、窓口であります建設課であったり、教育課の方から、保育所の方も心配しているということをお伝えいただくようお願いはいたしました。

今後は、保育所の方とは保育所長会を毎月開催しておりますし、常々連絡しておりますので、今後安全の確保についても連携を密にして情報共有をしながら図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これ同じ関連ですから、教育課の方で連絡を受けた時点でそういう情報は保護者の関連がございますので、できましたら関連は違うんですけど、町としての責任は十分でございますので、保護者への連絡をできやすいようにそこら辺の通告はしていただきたいと思えます。これは要望でございます。

もう一つ、この質問に対しての関連の質問がございます。

これは町道20号線というところは、保育所、幼稚園、小学校がございまして、その学校、その施設の半径500メートルは自治体の方で交通安全業務計画をつくって、その中でスクールゾーンとして場所の規制や方法をとっております。これは、丸亀警察署と道路管理者が協議して定めることになっておりますが、今回の中でスクールゾーンとしての考えをどうお考えになっているか、これは総務課長ですね。よろしかったら質問を承

りたいと思います。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

交通安全に関しましては、今、建設課なり所管課それぞれが申しましたように万全の態勢をしておると思っておりますので、変更はございません。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

今の再質問はいたしません。

次の3番目の質問で関連がございますので、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目の質問です。

工事途中や完成後、町道21号は現状でよいのか、対策はどうするのかお伺いいたします。

1つ、現状の幅員では5.6メートルから7メートルで、最大の箇所は8.8メートルであります。各仮設物のために約60センチほど少なくなっております。実質は有効幅員が5メートルを切った場所が多く、交通に支障がないのかお伺いいたします。

もう一つは、3年後は庁舎も完成されるため、町道20号、町道21号、49号の道路利用者は増加されると思われませんが、道路計画はどのような計画なのかお伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の工事途中や完成後、町道21号線は現状でよいのか、対策はどうするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町道21号線の道路については、大きな事故や交通渋滞等の現状もなく、道路構造上の幅員についても道路交通に支障がある状況にあるとは考えておりません。また、町としては、現在のところ道路拡幅、改良等の計画もございません。しかしながら、古川議員のご指摘のとおり、今後若葉町地区の社員寮の完成や新庁舎完成に伴い、周辺の町道については交通の流れの変化や交通量の増加が考えられます。町としては、地域に適した個々の道路について道路の特性や地域のニーズ、種々の制約を勘案し、地域にとって安心・安全な道路空間とすることが重要と考え、道路状況の変化に合わせ、道路構造や交通安全等の検討を進めていきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をさせていただきます。

道路構造上の幅員についても、道路交通にも支障がある状況とは考えておりませんというただいまの答弁でございましたが、現状は6メートルを切る幅員で車の対向はできませんし、通学路の緑に塗っているグリーンベルトというんでしょうか、その狭いところを今現在児童が通行しているところでございます。その横を大きな車両が通過する際には、児童は危険を感じている場合が多く、最近のニュースにもありますが、児童、幼

児の列に車が突っ込み、痛々しい事故が多発しております。交通量の多い点もそのような危険性がございますが、そういう意味でのご答弁なのでしょうか。拡幅は一切計画にないという方針でしょうか、お伺いいたします。

これに関連しまして、このような記事が載っておりました。

相次ぐ子供の犠牲の事故、安全対策進むも残る課題がある。園児や小学生などの子供の列に車が突っ込み、複数の被害者が出る事故は全国で後を絶たない。国などは通学路を中心に対策を進めているが、各市町の事故現場では危険を想定しにくい場所でありながら、道路にガードレールを設置することは非常に難しく、子供をいかに守るかはこれからの重大な課題だ。特に車の通り道とされている幅の狭い道路では、安全確保は課題となり、警察庁などはこうした生活道路の最高速度を30キロに制限するゾーン30などを推進しております。

このように町道の20号線は6メートルを切るところが大変多い道路でございます。また、町道21号、これは自動車学校から立体交差までの間ですが、時速50キロに速度制限がされております。幅員は今現在道路が拡幅されておりますから、かなりの幅員でございますから、この20号線から21号線の分岐をしたところですぐに今度新設の寮ができます。ですから、車の速度を50から30キロっていうのは非常に難しいところではありますので、町としては何か工夫した施策をとらなければならないと感じております。

そこで、できましたら答弁の方をよろしくお伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答えいたします。

今回の該当する町道につきましては、交通量等の観点から道路構造上には小型道路、歩車共存道路と申しまして、自動車と歩行者が同等の道路を使うというそういった構造になっております。その中で、現在の幅員が狭いのではないかという懸念でございますが、道路構造上この幅員については条件を満たしているものと考えており、今後議員さんがご指摘されております交通安全の問題については、現状を確認しながら検討し、交通安全に特に通学路であるということから児童等の交通安全に努めていきたいと考えております。ご理解いただきますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

4点目の質問でございます。

隣接する関係先と宿舍建設に関して諸問題が発生した場合、未然に地域や地区との協定は町としてどうされているのかお伺いいたしますという質問ではございますが、あと5分しかございませんので、この答弁は結構でございます。ぜひとも、これは確約書なり企業が甲であり、行政が乙で、また関係の住民が丙であって、何か事故があったときには3者が、住民が直接企業の方へ行くのではなく、緩衝材として町がその解決に臨んでいただきたいと思っております。

あと4分ありますので、私の今回の所感を述べさせていただきます。

今回の事業と同じような事例がございまして、平成23年大型宿舍建設では、覚書として3者間として甲が施主の企業、乙が隣接住民代表、丙が多度津町長として覚書が交わされ、10年近くたった今でも約束やルールが守られております。不具合があった場合も宿舍代表者が即座に対応に当たられて、約束は今でも守られております。地元の住民も、そこに住む住民もお互いのルールにより安心した生活が行われております。このような約束は、業者、住民、行政と双方の距離を保ち、相互関係が構築されてなければならないと思います。図形でいえば正三角形のベクトルが必要であると思っております。間違っても底辺の狭い二等辺三角形になってはならないと強く肝に銘じ、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。